

薬事行政における諸課題について

1 かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

近年、患者が地域の中で、入院、外来、在宅医療、介護施設等の様々な療養環境を移行することが増えてきており、療養の場が変わっても、安心して医薬品を使うことができる体制が必要である。

このため、昨年8月から、かかりつけ機能を有する「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」の認定制度が開始された。

県では、県薬剤師会と連携し、薬局に対する認定取得に向けた支援等を通じて、かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進を図っている。

2 若者をターゲットにした大麻乱用防止啓発

インターネットや SNS 等での「大麻は害がない」といった誤った情報の氾濫等を背景に、次代を担う若者の大麻乱用が急激に拡大しており、若者に対して大麻の危険性や有害性などの正しい情報を的確に伝えることが課題となっている。

このため、若者の協力を得ながら、若者の目線で、若者に受け入れられやすい大麻乱用防止啓発を展開している。

3 医薬品品質確保体制の強化に向けた取組

近年、医薬品製造に係る重大な不正事案が相次いで発生した。行政処分による出荷停止や自己点検に基づく自主回収が、業界全体に影響を及ぼした結果、医薬品の供給に支障が生じた。

本県は全国有数の医薬品生産県であり、県内で重大な不正が発生した場合、本県医薬品産業の信頼が損なわれるのみならず、全国の医薬品供給に深刻な影響を及ぼす。

このため、医薬品の品質と安定供給の確保に向けて、供給の起点となる県内製造業者の法令遵守体制の強化を支援するほか、県による監視指導体制の強化に取り組む。